

犬による咬傷事故処理マニュアル

第1 基本原則

犬による咬傷事故等が発生した場合は、浜松市飼い犬条例（昭和40年浜松市条例第22号。以下、「条例」という。）の規定に基づき立入調査及び咬傷犬に対する必要な処置を講ずる場合は、「犬による咬傷事故を防止するための方策について」（平成10年8月に動物保護審議会刊）、「狂犬病対応ガイドライン2001」（平成13年厚生労働省健康局結核感染症課刊）を参考とする外、本処理マニュアルに従い事務を行うこと。

第2 届出の受理

犬による咬傷事故等の被害の届出があった場合は、咬傷事故受理簿（第1号様式）により受け付ける。

第3 狂犬病予防員等による咬傷犬による被害拡大の防止等の措置

- (1) 咬傷犬による被害拡大を防止するため、咬傷犬を速やかに保護すること。
- (2) 速やかに保護時の狂犬病臨床診断（以降「検診」という）を実施する。
- (3) 咬傷犬の所有者及び狂犬病予防注射の実施の有無を確認する。
- (4) 咬傷犬の所有者が判明した場合は、咬傷犬の検診の間、咬傷犬の所有者が咬傷犬の適正な管理が可能であるか確認する。管理上問題があると判断される場合は保健所に収容する。
- (5) 咬傷犬の所有者が不明の場合や臨床症状より狂犬病の疑いがあると認められる場合は、咬傷犬を保健所に収容する。

第4 被咬傷者への被害状況調査及び事故処理

- (1) 被咬傷者に病院等で適切な傷の処置を行うことについて助言する。
- (2) 被害状況を聴取する。
- (3) 条例第6条の規定に基づき、畜犬による被害の届出（浜松市飼い犬条例施行規則（昭和40年浜松市規則第25号（以下、「規則」という。））第5号様式）を提出（任意）させる。
- (4) 民事的な部分には介入できない旨を説明し理解を求める。

第5 咬傷犬の所有者への咬傷犬の飼育状況調査及び指導

- (1) 事故発生時における咬傷犬のけい留状況を聴取する。
- (2) 条例第5条の規定に基づき、畜犬の加害の届出（規則第4号様式）を提出させる。
- (3) 咬傷犬の検診を速やかに受診するよう指示する。
- (4) 咬傷犬の適切なけい留を指示する。

- (5) 条例第7条の規定に基づく措置命令書を交付するとともに、咬傷犬の性癖の矯正や危害防止に必要な訓練や飼育環境の改善等を指導する。
- (6) 狂犬病予防注射が未実施の場合は、検診終了後に実施するよう指導する。
- (7) 狂犬病予防法に基づく犬の登録が未実施の場合は、直ちに登録手続きをするよう指導する。
- (8) 咬傷犬の処分等について相談があった場合は、検診終了後に行うよう指示する。
- (9) 総合的に判断し、特に悪質と認めた場合は告発も視野において所轄の警察署と協議する。

第6 咬傷犬の検診と結果通知

- (1) 咬傷犬の観察期間は原則2週間とし、獣医師が咬傷の直後及び2週間後の2回行う。ただし、咬傷犬の所有者が判明し、狂犬病予防注射の実施が確認でき、咬傷事故直後に狂犬病を疑う臨床症状が確認されない場合は、狂犬病予防員が検診を行うことに替えても支障ない。この場合の検診は、咬傷の直後及び1週間後の2回とする。
- (2) 咬傷犬の所有者が不明の場合や臨床症状より狂犬病の疑いがあると認められた場合は、狂犬病予防員が咬傷直後から2週間検診を行う。
- (3) 狂犬病予防員は、検診における咬傷犬の観察結果を咬傷犬検診記録票(第2号様式)に記録する。
- (4) 検診を狂犬病予防員以外の獣医師が行う場合は、狂犬病予防員は、予め咬傷犬の所有者に対し第3号様式により検診を指導し、獣医師の交付する狂犬病診断書の提出等により検診結果を保健所に報告するよう依頼する。
- (5) 検診の結果は、確定され次第、検診結果報告年月日、検診者氏名(最終判定者)、検診結果を被咬傷者に通知する。

第7 咬傷犬の所有者への指導基準

マニュアル第5(5)に規定する咬傷犬の所有者に対する指導は、下記により行う。

- (1) 咬傷事故の発生原因を考慮に入れ、総合的に判断し再発防止のための飼い方を指導すること。
- (2) 咬傷犬の事故後の飼い方について咬傷犬の所有者の考え・意向を聞いた上で指導すること。
- (3) 咬傷事故の再発防止を図るため、下記着目点について指導・助言を行うこと。

	飼育上の指導の着目点	指導・助言の基準(飼育基準)
ア	咬傷犬の所有者の犬を制御する能力 (高齢・非力・犬の習	(犬の飼育継続を希望する場合) 家族の協力が可能であるしつけ・訓練を実施できること。

	性の理解不足)	去勢手術の実施により犬の攻撃性を弱めることができる。 (犬の制御ができない・飼育継続ができない場合) 他人への譲渡の可否 安楽死処分
イ	咬傷犬の飼育環境・けい留方法の安全 (咬傷事故再発防止が可能な環境か)	(現在の飼育地で事故の再発防止可能な場合) 鎖・ロープ等でけい留する場合は、 用具に十分な強度があること。 鎖等を繋ぐ杭等の強度が十分あること。 首輪等は、外れない大きさ・構造であること。 柵でけい留する場合は、 飛び出さない十分な高さ(体高の2倍以上で、最低100cm以上)と強度があること。 穴を掘り逃走することの防止がなされていること。 格子間から犬の口が外部にでない構造であること。 出入口は犬が逃走できない構造であること。 檻でけい留する場合は、 十分な大きさと強度があること。 格子間から犬の口が外部にでない構造であること。 出入口は、犬が逃走できない構造であること。 (現在の飼育地では事故の再発防止ができない場合) 飼育場所の移動(他人への譲渡も含む)を行うこと。
ウ	通行人等への危険性	犬が公道等へ出ないけい留状況であること。 通行人等へ危険性を促す看板等が設置されていること。 柵等の格子の構造が、通行人の手が入らない構造であること。

第8 咬傷犬の所有者に対する措置命令

犬による咬傷事故等の発生に伴い条例第5条及び6条に基づく届出が提出された場合は、原則条例第7条に基づく必要な処置の命令(以下、「措置命令」という。)を行うものとする。ただし、咬傷事故等の発生原因が不明で、飼い主責任(過失)が不明確な場合は措置命令を行わない。

咬傷犬の所有者が畜犬の加害の届出をしない等咬傷事故の発生を認めない場合に措置命令を行う場合は、浜松市行政手続条例に基づき弁明の機会の付与を行うこと。

措置命令には、以下のことを含めること。

- (1) 条例第4条第1項第1号に基づき、飼い犬が人等に被害を加えないよう常に訓練等を行うこと。
- (2) けい留を怠ったことが原因で咬傷事故が発生した場合は、条例第3条に基づく飼い犬のけい留について適正に管理すること。
- (3) けい留を怠ったこと以外に条例の規定に違反する事故発生の原因がある場合は、その改善を行うこと。

第9 咬傷犬の所有者へのその他の措置

下記に記載する事項や故意に犬を放すなど、特に悪質であると総合的に判断される場合は、告発措置を考慮するものとする。ただし、咬傷事故の発生原因が不明確な場合は慎重に対処すること。

- (1) 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の実施が行なわれない。
- (2) 犬による人等への被害が甚大であるまたは繰り返し発生している。
- (3) 条例第3条に基づく犬のけい留が遵守されていない。
- (4) 条例第7条に基づく処置命令に従わない。
- (5) 規則第2条に基づく犬の適正なけい留が遵守されていない。

第10 検診において狂犬病の発生が疑われる場合の措置

- (1) 咬傷犬を速やかに保健所に収容する。
- (2) 保健予防課の協力を得て、被咬傷者に対し適切な対応を指導する。
- (3) 国及び静岡県へ報告する。
- (4) 確定診断を浜松市保健環境研究所、静岡県環境衛生科学研究所又は国立感染症研究所等の検査機関に依頼する。
- (5) 検体を浜松市保健環境研究所の協力を得て検査機関へ送付する。
- (6) 確定診断は、国立感染症研究所等の専門機関と協議し決定する。
- (7) 狂犬病が発生した場合は、速やかに関係機関へ報告するとともに、保健所内に対策本部を設置する。防疫の連絡体制や防疫措置は、「狂犬病対応ガイドライン2001」を参考に、別に定める狂犬病発生時の対応マニュアルに基づき実施する。

附 則

このマニュアルは、平成13年9月1日から適用する。

附 則

このマニュアルは、平成14年3月1日から適用する。

附 則

このマニュアルは、平成18年8月1日から適用する。

第1号様式

分類コード

4 2 2 1 5 3類

平成 年度第 号

生活衛生 課 長	課長補佐	動物指導 グループ長	課 僚	起案日 年 月 日 決済日 年 月 日
				起案者 印

咬傷事故が発生しましたので下記のとおり顛末を報告します。

犬による咬傷事故受理簿

咬傷届受付年月日	年 月 日		受理者		
被咬傷者住所氏名	住所 氏名	職業 電話	年齢 -	歳 -	性別
咬傷を受けた日時	年 月 日		時 分		
咬傷を受けた場所	浜松市				
咬傷を受けた箇所 及び程度					
咬傷の処理					
咬傷時の状況 (咬傷の動機を詳細に)					
咬傷犬所有者 住所氏名	住所 氏名	電話	登録第 注射第	号() 号()	
咬 傷 犬	種類		年齢		毛色
	性別		名前		体格
	特徴				
診断指示年月日	平成 年 月 日				
検診結果提出年月日	平成 年 月 日				
検診者氏名	獣医師				
検診結果	臨床上狂犬病ではない (決定日:平成 年 月 日)				
検診結果通知年月日	平成 年 月 日に被咬傷者に通知				
摘 要					

第2号様式

咬傷犬検診記録票

平成	年度	咬傷事故受理簿 第	号
----	----	-----------	---

咬傷犬所有者 住所氏名	住所 氏名	登録 第号 (平成年度) 注射 第号 (平成年度)
咬傷犬	種類	年齢
	性別	名前
	特徴	毛色
咬傷事故発生年月日	平成 年 月 日	
検診期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
検診者氏名	狂犬病予防員 獣医師	

	観察項目	検診日時	日時	日時	日時	日時
1	服従	命令に従わない、飼い主がわからない				
2	挙動	挙動不審 (突然の疾走)、遠吠え、徘徊				
		落ち着きがない、興奮、過敏 (光音) 被咬傷部の搔痒				
3	歩様	蹠跟、腰萎、歩行不能 (後躯麻痺)				
4	食欲	不定、増進				
5	異嗜	木片等を齧る、石土等を食べる				
6	咬癖	棒切れを幾度も咬む、				
7	音声	むせる様な発生音、しゃがれ声				
8	顔貌	険悪化				
9	眼	凝視、眼光褐赤色				
		瞳孔の左右不平均、散大、縮小				
10	口	開口、流涎 (下顎麻痺、舌麻痺)				
		嚥下困難 (下顎麻痺、舌麻痺)				
11	耳	聴覚なし				

特記事項	
------	--

検診結果	臨床上狂犬病ではない
	狂犬病の疑いがある
決定日	平成 年 月 日

第3号様式

年 月 日

咬傷犬の所有者 様

浜 松 市 保 健 所
狂犬病予防員 氏 名

咬傷犬の検診について（依頼）

あなたの所有の犬が 年 月 日に（被咬傷者氏名）を咬んだものと思われ
ますので、狂犬病の有無について 月 日までに犬の検診を行ってください。

検診は、お近くの動物病院で受診し、獣医師の狂犬病診断結果を診断書の提出等の
方法により保健所にお知らせ下さい。

検診期間中、犬に異常が確認された場合は、直ちに保健所に連絡して下さい。

この検診は、被害者に対する治療の内容等を決定する大切な事柄ですから、必ず行っ
て下さい。

なお検診の際は、本状を開業獣医師に提出して下さい。

検診は、咬傷の直後及び2週間後の2回行って下さい。

担当課名

住 所

電 話